

聖籠町教育委員会告示第2号

聖籠町就学援助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年12月25日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠町就学援助要綱の一部を改正する告示

聖籠町就学援助要綱（平成16年聖籠町教委告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的）

第1条 この告示は、経済的な理由により就学困難な児童、生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから小学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）の保護者に対し、法第19条の規定に基づき、学用品費等の必要な費用の援助を行うことにより、義務教育の円滑な遂行に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者で、次条に定める認定基準に該当する者とする。

- （1） 聖籠町に住所を有し、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学する児童又は生徒
- （2） 聖籠町外に住所を有し、聖籠町立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒
- （3） 聖籠町に住所を有している就学予定者

第12条を第13条とし、第3条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(認定基準)

第3条 認定基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

附 則

この告示は、告示の日から施行する。